

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	子ども・子育て支援制度等に係る事務ファイル	
行政機関等の名称	大阪市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども青少年局幼保施策部幼保企画課（幼保利用グループ・認可給付グループ）	
個人情報ファイルの利用目的	子ども・子育て支援法及び児童福祉法における「認定・利用調整」「給付」「保育料等の収納・滞納処分」「実費徴収に係る補足給付」に係る事務を行う。	
記録項目	1児童番号、2児童氏名、3児童生年月日、4児童満年齢、5クラス年齢、6支弁年齢区分、7児童性別、8支給認定証番号、9保護者氏名、10郵便番号、11保護者住所、12設置主体区分、13運営主体区分、14所管区、15施設コード、16施設・事業者名、17分園番号、18分園名、19認定区分、20決定状況区分、21利用者負担額区分（市）、22市兄弟区分、23利用者負担額（市）、24利用者負担額区分（国）、25国兄弟区分、26利用者負担額（国）、27市民税相当年度、28市民税均等割額、29父市民税所得割額、30母等市民税所得割額、31BC階層減免、32保育希望理由、33入所年月日、34解除年月日、35分園入所年月日、36保育必要量、37管轄区分、38施設種別、39施設種別名称、40認定開始年月日、41認定終了年月日、42優先利用、（ひとり親家庭）、43優先利用（生活保護世帯）、44優先利用（生計中心者の失業）、45優先利用（虐待・DV等）、46優先利用（障がい児）、47優先利用（育児休業明け）、48優先利用（兄弟同時利用）、49優先利用（小規模保育等卒園児）、50優先利用、（その他）、51受託市区町村コード、52受託市区町村名、53手書きフラグ、54収納口座、55滞納処分に関する情報	
記録範囲	特定教育・保育施設等を利用する児童、保護者及びその世帯員	
記録情報の収集方法	各種申請書およびその添付書類 住民記録システムより世帯情報 税システムより市民税情報 総合福祉システムより生活保護受給情報・児童手当等受給情報・障がい手帳等の情報 子ども・子育て支援法に基づく前住所地へのマイナンバー情報照会による市町村民税情報	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務局行政部行政課（情報公開グループ） (所在地) 〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有、 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない
備考	—